

東日本高速道路株式会社

第19期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・P 1
連結貸借対照表	・・・P 3 0
連結損益計算書	・・・P 3 2
連結株主資本等変動計算書	・・・P 3 3
連結注記表	・・・P 3 4
貸借対照表	・・・P 4 4
損益計算書	・・・P 4 7
株主資本等変動計算書	・・・P 4 8
個別注記表	・・・P 4 9
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・P 5 7
計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・P 5 9
監査役会の監査報告謄本	・・・P 6 1

事 業 報 告

〔 令和 5 年 4 月 1 日から
令和 6 年 3 月 3 1 日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般の状況

当連結会計年度において日本では、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、経済社会活動の正常化が進みました。半導体の供給制約の緩和等に伴う輸出の増加やインバウンド需要の回復等から外需がけん引し、企業収益や雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復が続きました。

このような経営環境の中、当社グループでは、高速道路事業においては交通量及び料金収入が、道路休憩所事業においてはサービスエリア・パーキングエリア（以下、それぞれ「SA」・「PA」）の売上高が、いずれも3期連続で前連結会計年度を上回りました。このうち、交通量及びSA・PAの売上高は、過去最高となっています。

当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供することを使命としております。令和3年度に策定した「NEXCO東日本グループ中期経営計画（令和3年度～令和7年度）」においては、令和7年度までの5年間を『SDGsの達成に貢献し、新たな未来社会に向けて変革していく期間』と位置付けました。その上で、6つの基本方針（「安全・安心で自動運転等のイノベーションにも対応した快適な高速道路の実現」、「老朽化や災害に対する高速道路インフラの信頼性の飛躍的向上」、「高速道路の整備・強化と4車線化の推進によるネットワーク機能の充実」、「多様なお客さまのニーズを踏まえた使いやすさの追求」、「ポストコロナ時代におけるグループ全体の経営力の強化」、「新たな日常に対応した誰もが生き生きと働けるワークスタイルの実現」）の下、着実に事業を実施してまいりました。中期経営計画の中間年度にあたる当連結会計年度では、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（以下、「道路整備特別措置法等の改正法」）の成立による償還期間及び料金徴収期間の延長や、サステナビリティに対する社会的要請の高まりなどの事業環境の変化を踏まえ、同計画の見直しを行いました。

当連結会計年度の営業収益は1兆1,115億28百万円（前期比0.2%増）、営業費用は1兆1,059億48百万円（前期比0.6%減）、営業利益は55億80百万円（前期は51億12百万円の営業損失）、経常利益は90億58百万円（前期は17億38百万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は87億42百万円（前期は73億84百万円の当期純利益）となりました。

② 部門別の状況

I 高速道路事業

当連結会計年度末現在、当社が管理する高速道路の延長は計44道路3,943kmであり、当連結会計年度における通行台数は297万台/日です。安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行っています。

また、高速道路ネットワークの早期整備に向け、高速道路の新設及び改築に取り組んでおります。

(災害への対応)

近年頻発している自然災害に的確に対応し、「命の道」として災害救助や被災地域の復旧・復興支援のために交通路を確保することは、当社グループの大きな使命です。

集中降雪に対しては、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方としています。地域ごとのタイムライン（段階的な行動計画）作成、応援を含めた体制の構築、関係機関と連携した躊躇のない通行止め実施、通行止め予測公表等の行動変容を促す呼びかけの繰り返しといった取組みを継続してまいりました。令和6年2月には、南岸低気圧接近に伴う集中降雪に際し、首都圏におけるこれまでに前例のない大規模な範囲での予防的通行止めを実施しました。通行止めの延長距離は、当社管内では約420kmとなり、NEXC O 中日本管内及び首都高速道路を含めると約1,300kmに及びました。大規模な車両滞留を防ぐことができた一方で、事前広報の効果が十分に発揮されず、交通量が抑制されなかったという課題も残りました。このような課題も踏まえ、今後もよりお客さまの行動変容につながる呼びかけ等を行ってまいります。

令和6年1月1日に最大震度7を記録した能登半島地震では、当社管内の高速道路でも被害（ひび割れ、段差等）が複数確認され、新潟県の沿岸部を中心に通行止めになりました。早期の通行確保に向けた点検・復旧工事を進め、発災4時間後に緊急車両の通行帯を確保し、翌日にはすべての通行止めを解除しました。

(新設・改築事業)

道路建設事業においては、新設では計5道路85kmの区間で、4車線化拡幅等では計11道路221kmの区間で、着実に事業を進めています。

スマートインターチェンジ（以下「スマートIC」）事業においては、令和5年9月8日に、スマートIC2箇所の整備について国土交通大臣から許可を受け、計25箇所で事業を実施しています。当連結会計年度では、東北自動車道の都賀西方スマートIC及び花巻PAスマートIC、長野自動車道の筑北スマートIC並びに東北中央自動車道の山形PAスマートICが開通しました。

(道路構造物の老朽化・劣化への対応)

高速道路の老朽化対策は、安全・安心を次の世代へ引き継ぐためのものです。平成27年度

から、大規模更新・修繕事業(高速道路リニューアルプロジェクト)に着手しています。

点検技術の高度化等により新たな劣化事象や劣化進行が確認され、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進が必要となりました。この更新事業に必要な財源を確保するため、高速道路の料金徴収期間を延長できること等を内容とする道路整備特別措置法等の改正法が、令和5年5月31日に成立しました。これを受けて対策箇所具体化を進め、「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」及び国土幹線道路部会で審議の上、令和6年1月に「高速道路の更新計画」を策定しました。同計画を反映した高速道路事業の変更については、令和6年3月27日付けで国土交通大臣から許可を受けています。更新事業の推進に向けて今後も必要な各種調査・設計を行うとともに、新技術の活用や、渋滞等の社会的影響の最小化を図りながら工事を進めてまいります。

このほか、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起するおそれのある車両制限令違反車両の排除にも取り組んでいます。車両重量自動計測装置の整備推進など、取締りを強化する方策を講じるとともに、当該違反車両に対する大口・多頻度割引停止措置を講じています。

(耐震補強対策)

令和5年8月に、橋梁の耐震補強の進捗に関して会計検査院の意見があったことを受けて、国土交通大臣から実施計画策定の指示を受けました。橋脚補強の効率的な整備方法について検討を進め、有識者委員会に諮った上で「高速道路の耐震補強 実施計画」を策定し、令和6年1月に国土交通省に報告しました。同計画では、大規模地震発生確率が26%以上の地域における対策について、令和12年度末までの完了を目指すこととしています。

(スマートメンテナンスハイウェイ)

高速道路の長期的な「安全・安心」の確保に向けた重点プロジェクトである「スマートメンテナンスハイウェイ(以下、「SMH」)プロジェクト」では、ICTやロボティクス、AI等最新技術を活用し、当社グループ全体のインフラ管理力の効率化・高度化を図っています。技術開発の段階から全社的な運用の段階へ移行しており、各種SMH開発ツールの定着及び深化を進めるとともに、ロボティクス技術による点検業務の高度化と適用領域拡大を進めております。

(交通混雑対策)

千葉県(座長)、国、当社等によって構成される「東京湾アクアライン交通円滑化対策検討会」の議論を踏まえ、交通需要の偏在等による混雑の緩和を図るため、令和5年7月22日から、土日・祝日の上り線(木更津→川崎方面)で特定の時間帯の料金を変動させる社会実験を開始しました。本実験の分析結果によれば、混雑の緩和等に一定の効果が認められ、実験継続に向けて調整を行うべきとの方針が同検討会において示されました。これを踏まえ、令和6年度末まで社会実験を継続することとしています。

東京湾アクアライン以外においても、交通容量の増加による混雑緩和、交通の定時性・安全性の向上を目指します。付加車線設置等によるハード対策や、ペースメーカーライト等によるソフト対策を行うとともに、主要渋滞箇所における渋滞原因の把握を進め、引き続き更なる渋

滞軽減に努めてまいります。

(交通事故対策)

高速道路での逆走事故ゼロを目指し、統一的な逆走防止のハード対策を進めたほか、安全啓発活動等のソフト対策を継続的に実施しています。加えて、企業等から公募した逆走検知や抑制に係る技術を活用しながら、更なる安全対策を図ってまいります。対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止対策では、土工部、中小橋部のワイヤロープ設置が概成しました。トンネル、長大橋は、構造上ワイヤロープが設置できないため、公募により選定されたセンターパイプ、センターブロックの試行設置を着実に実施し、対策としての有効性、適用性の検証を進めております。

(高速道路の料金サービス)

高速道路の利便性向上に資するE T C時間帯割引及びE T Cマイレージサービスの継続に加え、地域の観光振興を目的としたE T C周遊割引「ドラ割」について、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う観光需要の回復等に合わせ、新たに通年で販売しました。当連結会計年度においては、過去最高の47万4,000件を販売しました。

観光需要の平日への分散の観点から、平日のみの「ドラ割」の利用に対してE T Cマイレージポイントを追加付与（販売価格の15%分）するキャンペーンを実施しました。一方、渋滞の激化を避ける観点から、ゴールデンウィーク、お盆及び年末年始に休日割引を適用しないこととしています。

福島第一原子力発電所事故による警戒区域等からの避難者を対象とした無料措置及び同事故による母子避難者等を対象とした無料措置を継続しております。

(料金管理業務の高度化・効率化)

料金管理業務の高度化・効率化を図るため、E T C及び料金精算機の導入に継続して取り組んでいます。令和5年9月21日に首都圏中央連絡自動車道坂戸インターチェンジ（以下、「I C」）、同年12月7日に館山自動車道富津中央I C及び富津館山道路富津金谷I CをそれぞれE T C専用料金所として運用開始しました。E T Cの更なる普及促進策としては、同年10月27日から12月28日までE T C車載器購入助成キャンペーンを実施しています。

(物流の2024年問題への対応)

令和6年4月からのトラックドライバーに対する時間外労働規制の適用に伴い、高速道路においても、トラックドライバーの休息場所の確保が更に重要な課題となります。既存の駐車エリアの配置見直しや駐車スペースの拡充、短時間限定駐車マスによる確実な駐車機会の確保、満空情報板による混雑情報等の提供及びダブル連結トラック駐車マス整備等により、休憩施設の混雑対策を推進しています。

(次世代高速道路の目指す姿)

当社が目指す高度なモビリティサービスを掲げた「自動運転社会の実現を加速させる次世代高速道路の目指す姿(構想)」の実現に向け、重点プロジェクトの実証実験計画について具体化

を進めております。

令和5年9月に公表された「デジタルライフライン全国総合整備実現会議中間とりまとめ」等において、令和7年度以降に東北自動車道（6車線区間の一部）を対象に自動運転車優先レーンの設置を検討するとされました。これを踏まえ、国等の関係機関と連携し、具体化に向けた検討を進めてまいります。

（東京外かく環状道路の建設）

東京外かく環状道路（関越～東名）では、国のシールドトンネル施工技術検討会がまとめた「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン」を踏まえた再発防止対策が機能していることを確認しつつ、大泉JCT本線トンネル（南行）工事、中央JCTランプシールドトンネル工事（中央自動車道及び東八道路IC（仮称）から東京外環自動車道南行きへのオンランプ工事）及び東名JCT Hランプシールドトンネル工事（東京外環自動車道南行きから東名高速道路へのオフランプ工事）の掘進を行っております。引き続き、施工状況や周辺環境をモニタリングしながら細心の注意を払って進めてまいります。地表面陥没・空洞事故については、地盤の補修を行うため、対象範囲の土地・家屋等の仮移転又は事業者による買取等のご相談をさせていただいております。令和5年8月からは仮移転等が完了した地域の地盤補修を開始しております。引き続き、住民の皆さまのご意見を伺いながら、工事中の振動・騒音の軽減に努めるとともに、安全に細心の注意を払い、責任を持って実施してまいります。

当連結会計年度の料金収入等は、交通量の増加等により8,185億51百万円（前期比2.4%増）となりました。また、スマートICの完成や更新事業の進捗等に伴い、道路資産完成高は2,265億44百万円（前期比9.5%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業収益は1兆450億95百万円（前期比0.4%減）となりました。

一方、日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」）との協定に基づく道路資産賃借料については、5,708億77百万円（前期比2.3%増）となりました。また、その他の営業費用については、道路資産完成原価等の減少に伴い、4,730億97百万円（前期比5.2%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業費用は1兆439億75百万円（前期比1.2%減）となりました。

この結果、当連結会計年度において、高速道路事業は11億20百万円の営業利益（前期は76億50百万円の営業損失）となりました。

II 受託事業

受託事業につきましては、高速道路株式会社法第5条第4項の規定に従い、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は307億13百万円（前期比5.3%減）、営業費用は305億91百万円（前期比5.7%減）となり、この結果、1億22百万円の営

業利益（前期は2百万円の営業利益）となりました。

Ⅲ 道路休憩所事業

道路休憩所事業は、当社が管理する328（注1）箇所（うち、当社の商業施設がある箇所は190箇所）のSA・PAを、より魅力ある空間として楽しんでいただけるようにするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイ、株式会社ネクスコ東日本エリアサポートと一体となって取り組んでおります。高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、業務執行の効率性を追求しながら、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めております。

商業施設の運営に当たっては、「ENJOY！よりみち」をテーマとした地域や季節ならではのプロモーション等、高速道路でのドライブをより楽しんでいただけるよう、各種施策を展開しました。

佐野SA（下り線）では、全体を一つの大きな“Park（パーク）”に見立てた「佐野パークSA」をコンセプトに、商業施設や別棟カフェが開業しています。令和5年7月13日には、芝生広場とドッグランの開設により、旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてグランドオープンしました。令和6年3月25日には、東北自動車道岩手山SA（上下線）がリニューアルオープンしました。岩手県産の食材を使用したメニューや東北地方のお土産物を多数取り揃え、地域の魅力発信にも貢献しております。

夜間にもご利用いただいているトラックドライバーの方々を始めとするお客さまへのサービス・利便性向上のため、令和5年6月、関越自動車道寄居PA（下り線）にセブン-イレブンのオリジナル商品を取り揃えた「セブン自販機」を導入しました。コンビニ店舗と同じ商品を24時間お買い求めいただけます。

このほか、SA・PAにおける充電インフラとして、EV急速充電器の高出力化・複数口化を推進しています。当連結会計年度においては、当社管内のSA・PAに急速充電器を38口増設し、計221口の整備が完了しました。

今後もお客さまへの更なるサービス・利便性向上のための施策を進めるとともに、各種販促施策や商業施設リニューアル等の収益拡大策に取り組んでまいります。

（注1）令和6年4月に新設した首都圏中央連絡自動車道坂東PA（内回り）を含めた箇所数は329箇所となります。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は、店舗売上高の増加により、340億8百万円（前期比9.1%増）となりました。

一方、営業費用は、店舗売上高の増加による売上原価や連結子会社の販売促進費、一般管理費が増加したこと等により、300億37百万円（前期比4.2%増）となり、この結果、39億71百万円の営業利益（前期は23億35百万円の営業利益）となりました。

IV その他の事業

その他、旅行事業、カード事業、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルにおけるトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行っております。

旅行事業では、旅行商品販売サイト「ドラぷらの旅」のリニューアルを行い、旅行するエリアの「ドラ割」と宿泊施設の同時予約を可能とするなど、セット販売の強化を図りました。

新規事業開発では、オープンイノベーションによる高速道路の新サービスの実現、地域の活性化や社会課題の解決に資する事業の創出を目的とした「ドラぷらイノベーションラボ」に取り組んでいます。応募のあったプログラムの中から、当連結会計年度は5件を採択しました。前連結会計年度までに採択した12件のプログラムも含め、採択企業との調整を進め、順次実証実験を実施しております。

海外事業では、インド現地法人（E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED）が、ひび割れ、わだち掘れ等を的確に把握できる路面性状測定車「E-NEXCO Eye」を導入し、路面調査業務を実施しております。他社と共同で、インドの有料道路運営事業へも参画しています。さらに、国内の高速道路事業で蓄積された技術とノウハウを活用し、インドやバングラデシュ等において道路の運営・維持管理に関するコンサルティング事業を行っております。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は32億1百万円（前期比11.7%減）、営業費用は28億11百万円（前期比18.8%減）となり、この結果、3億90百万円の営業利益（前期は1億62百万円の営業利益）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社が事業を実施するに当たっては、安全・安心・快適・便利な高速道路サービスを提供しつつ、高速道路機構に対して協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理のための投資については、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響も注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切な運用を図っていかなくてはなりません。

(主な課題と対応)

大雨や集中降雪等、気候変動に伴う広域的で同時多発的な異常気象への対応、高速道路の更新事業の推進、東京外かく環状道路（関越～東名）における地表面陥没・空洞事故に対する丁寧な対応等が求められております。

これらの課題に対し、当社グループは、「高速道路における安全・安心実施計画」及び「N E X C O 東日本グループ中期経営計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、災害時における地域や関係機関との危機管理体制の再整理や広報・情報提供オペレーションの確立等の対応力・情報力の強化、ミッシングリンク解消に向けた首都圏環状道路等の安全で確実な整備、高速道路リニューアルプロジェクトの推進、4車線化の推進、休憩施設のリニューアル等に取り組んでまいります。

(事業環境の変化と対応)

令和5年9月6日に道路整備特別措置法等の改正法が施行され、高速道路の料金徴収期間が延長されました。これにより、高速道路の更新・進化に必要な事業が追加され、その財源が確保されたことから、令和6年1月に策定した「高速道路の更新計画」に基づき、着実に事業を進めてまいります。

物流の2024年問題に対しては、「高速道路SA・PAにおける利便性向上に関する検討会」での議論を踏まえ、令和5年12月26日に公表した「整備方針」に基づき、駐車マスの拡充や予約駐車マスの整備等、SA・PAにおけるトラックドライバーの確実な休憩・休息機会の確保に向けた対策を着実に進めてまいります。また、割引適用待ち車両の滞留等が課題となっている深夜割引を、走行分に応じた形にするとともに、割引が適用される時間帯を拡大するなど、令和6年度中を目処に見直します。

建設業においても時間外労働規制が令和6年4月に始まります。発注者として、建設業における働き方改革の実現と、高速道路における工事現場の労働環境改善を促進してまいります。建設業界団体との意見交換や建設現場の要望を踏まえ、遠隔立会の導入や、週休2日を踏まえた適正な工期の設定等を内容とする、業務効率化・簡素化のルール「工事円滑化ガイドライン」を作成しました。引き続き意見交換や建設現場のニーズ等を確認しながら、関係業界全体で、働き方改革や人材確保等に努めてまいります。

I C T、A I、ロボティクス、センサー、デジタル通信（5G・6G）、ビッグデータ活用等の技術革新が急速に進展するとともに、自動運転車両やコネクテッドカーの普及が現実のものとなりつつあります。当社は、高度なモビリティサービスを掲げた「自動運転社会の実現を加速させる次世代高速道路の目指す姿（構想）」の実現に向け、各重点プロジェクトを推進して

まいります。

自動運転社会の実現過程では、自動運転車両と非自動運転車両が混在することが想定されます。そうした状況において、安全で円滑な交通を支援する情報の収集・提供を行うための実証実験を計画しています。実験の開始に向け、可視光・遠赤外線カメラにより高速道路上の事故や落下物等の道路情報をリアルタイムに収集する「多機能ポール」を整備するとともに、収集した情報をアプリで提供する次世代ハイウェイラジオアプリ「E-ハイラジ」の提供範囲の拡充を進めてまいります。

高速道路を将来にわたり維持し、進化させ続けるためには、現場力の源泉である人材の確保と育成が経営上の重要課題です。当社が求める人材像・能力・スキルを明示し、人材育成手法、ジョブローテーションとライフステージを両立する仕組み等を盛り込んだ「NEXCO東日本人材育成方針」を策定しました。社員一人ひとりの成長をサポートし、高品質な高速道路を維持するという社会的使命を果たしてまいります。

脱炭素社会の実現に向け、当社では、政府の実行計画である「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえ、事務部門（オフィス活動）における「温室効果ガス排出削減実行計画」を策定しました。加えて、2050カーボンニュートラルの実現に向けて、NEXCO東日本グループとして最大限貢献するための目標や具体的な方策を盛り込んだ「カーボンニュートラル推進戦略」の策定を進めています。具体的な取り組みの一つとして、SA・PAのEV急速充電器について、令和7年度までに当社管内の充電口数を337口まで増設する目標に向けて整備を進めてまいります。

これらの事業環境の変化に対する取組みをより着実なものとするため、中期経営計画の中間年度に当たる当連結会計年度においては、同計画の見直しを行いました。当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性の更なる向上に努めてまいります。高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、更には広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

株主様におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額3,100億円の普通社債を発行するとともに、金融機関から総額1,400億円の借入れを行い、総額4,500億円を調達いたしました。

種別	発行日又は借入日	発行額又は借入額
東日本高速道路株式会社 第102回社債	令和5年 4月28日	900億円
東日本高速道路株式会社 第103回社債	令和5年 4月28日	800億円
東日本高速道路株式会社 第104回社債	令和5年 4月28日	250億円
東日本高速道路株式会社 第1回社債（分割制限付 少人数私募）	令和5年 6月30日	100億円
東日本高速道路株式会社 第105回社債	令和5年 7月31日	200億円
東日本高速道路株式会社 第106回社債	令和5年 7月31日	300億円
東日本高速道路株式会社 第107回社債	令和5年 7月31日	100億円
東日本高速道路株式会社 第108回社債	令和5年 7月31日	250億円
東日本高速道路株式会社 第109回社債	令和5年11月30日	200億円
長期借入金	令和5年 7月28日	400億円
長期借入金	令和5年 9月29日	600億円
長期借入金	令和5年12月15日	400億円
合計		4,500億円

上記のほか、高速道路機構から20億565万円の無利子借入を行いました。

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当連結会計年度においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路機構に帰属した道路資産に対応する2,400億円（社債債務1,400億円及び借入金債務1,000億円）の債務が高速道路機構に引き受けられました。

また、令和6年3月21日開催の取締役会において、令和6年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を6,912億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各750億円とすることをそれぞれ決議いたしました。

(4) 設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

(高速道路事業)

東北自動車道都賀西方スマート I C 料金所ほか 4 料金所の新設 (全 5 料金所)

東北自動車道都賀西方スマート I C 料金所ほか 2 1 2 料金所における料金収受設備の新設、更新 (全 2 1 3 料金所)

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

(高速道路事業)

首都圏中央連絡自動車道つくばスマート I C 料金所ほか 1 料金所の新設 (全 2 料金所)

首都圏中央連絡自動車道つくばスマート I C 料金所ほか 1 1 8 料金所における料金収受設備の新設、更新 (全 1 1 9 料金所)

(道路休憩所事業)

東北自動車道佐野 S A (上り線) の拡充

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	令和2年度 第16期	令和3年度 第17期	令和4年度 第18期	令和5年度 第19期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	1,194,698	1,030,388	1,108,624	1,111,528
経常利益 又は損失	百万円	△2,533	△1,223	△1,738	9,058
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は純損失	百万円	△9,751	△1,480	7,384	8,742
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	△92.87	△14.09	70.33	83.26
総資産	百万円	1,355,022	1,536,237	1,745,022	1,962,169
純資産	百万円	234,316	235,464	240,135	256,749
自己資本比率	%	17.29	15.32	13.76	13.08
1株当たり 純資産	円	2,231.58	2,242.52	2,287.00	2,445.23

②当社の財産及び損益の状況

区分	単位	令和2年度 第16期	令和3年度 第17期	令和4年度 第18期	令和5年度 第19期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	1,173,515	1,011,999	1,086,184	1,086,549
経常利益 又は損失	百万円	△4,299	△6,469	△7,847	1,113
当期純利益 又は純損失	百万円	△5,665	△4,172	3,533	2,407
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	△53.95	△39.73	33.65	22.93
総資産	百万円	1,301,808	1,488,929	1,698,174	1,906,970
純資産	百万円	196,213	191,830	195,398	197,817
自己資本比率	%	15.07	12.88	11.50	10.37
1株当たり 純資産	円	1,868.69	1,826.95	1,860.93	1,883.97

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業 ホテル事業 ウェブ事業 コンサルティング事業 海外事業 カード事業

(7) 主要な営業所

(令和6年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

- ・ 本社 (東京都千代田区)
- ・ 支社 北海道支社 (札幌市) 【 5 管理事務所、2 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 3 管理事務所、3 工事事務所】
- 関東支社 (さいたま市) 【 1 2 管理事務所、6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、1 工事事務所】

注) 関東支社において、管理事務所の統合により2事務所減(令和5年6月末及び10月末)

②主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (さいたま市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 (東京都千代田区)

株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟（新潟県長岡市）
 株式会社ネクスコ・パトロール東北（仙台市）
 株式会社ネクスコ・パトロール関東（さいたま市）
 株式会社ネクスコ・サポート北海道（札幌市）
 株式会社ネクスコ・サポート新潟（新潟市）
 株式会社ネクスコ東日本トラスティ（東京都港区）
 株式会社関東エリアクリーン（東京都千代田区）
 ネクセリア東日本株式会社（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本リテイル（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本ロジテム（千葉県習志野市）
 株式会社ネクセリア・シティフード（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ（東京都港区）
 E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED（インド国ハリヤナ州）

（８）従業員の状況

（令和6年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	14,405名	191名増
受託事業		
道路休憩所事業	927名	53名増
その他の事業		
共通部門	404名	10名増
計	15,736名	254名増

②当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,573名	57名増	40.5歳	16.5年

注）当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(9) 重要な子会社の状況

(令和6年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・パトロール東北	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・パトロール関東	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート新潟	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ東日本トラスティ	45 百万円	100.0%	用地の取得・管理及び社屋等管理業務
株式会社関東エアークリーン	30 百万円	100.0%	維持修繕業務
ネクセリア東日本株式会社	15 億円	100.0%	S A・P A内商業施設の管理・運営業務
株式会社ネクスコ東日本リテイル	90 百万円	100.0%	S A・P A内直営店舗運営業務

株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	90 百万円	100.0%	S A・P A内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務
株式会社ネクスコ東日本ロジテム	90 百万円	100.0%	S A・P A内店舗への配送等業務
株式会社ネクセリア・シティフード	60 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	85 百万円	100.0%	S M H関連技術や情報基盤高度化技術の調査、研究、開発業務
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED	3 億 9 百万ルピー	100.0%	インドにおける高速道路分野の技術支援業務

注) 株式会社関東エリアクリーンは、株式会社ネクスコ・メンテナンス関東の完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社ネクセリア・シティフードは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社ネクスコ東日本ロジテムは、株式会社ネクスコ東日本リテイルの完全子会社(当社の孫会社)であります。

②その他の重要な企業結合の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアライン、海ほたるP Aの管理・運営業務
株式会社NEXCOシステムソリューションズ	50 百万円	33.3%	NEXCO 3社の基幹となるシステムの運用管理業務
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	NEXCO 3社の高速道路技術に関する調査・研究・技術開発業務
高速道路トールテクノロジー株式会社	75 百万円	30.3%	料金收受機械保守整備業務、料金収入の計数管理業務、料金システム関係業務
株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務、保険コンサルティング業務
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	27.0%	仙台南トラックターミナル、郡山トラックターミナルの管理・運営業務
日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	29.4%	海外の高速道路の新設・改築・維持・修繕・管理に関する業務

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	63億42百万円
株式会社三井住友銀行	40億29百万円
株式会社三菱UFJ銀行	40億29百万円
農林中央金庫	39億63百万円
信金中央金庫	35億85百万円

注) 当連結会計年度においては、上記のクラブ型シンジケートローン(総額300億円)のほか、ジェネラル型シンジケートローン等(総額1,100億円)を借り入れております。

2. 会社の株式に関する事項

(令和6年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 420百万株
- ② 発行済株式の総数 105百万株
- ③ 株主数 1名
- ④ 1単元の株式数 100株

(2) 株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
財務大臣	105,000,000株	100.00%	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(令和6年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡本 圀衛	取締役会長	
由木 文彦	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	
高橋 知道	代表取締役兼専務執行役員 建設事業本部長	
伊勢田 敏	取締役兼常務執行役員 経営企画本部長	
良峰 透	取締役兼常務執行役員 技術本部長	
八木 茂樹	取締役兼常務執行役員 管理事業本部長	
椎名 穰	取締役兼常務執行役員 総務・経理本部長	
宮川 暁世	取締役	
佐藤 隆二	監査役 (常勤)	
黒田 泰則	監査役 (常勤)	
河内 祐典	監査役 (常勤)	
矢ヶ崎 紀子	監査役 (非常勤)	日本貨物鉄道株式会社社外取締役 東武鉄道株式会社社外取締役

注) 取締役岡本圀衛氏及び宮川暁世氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

注) 監査役黒田泰則氏、河内祐典氏及び矢ヶ崎紀子氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

注) 宮川暁世氏の戸籍上の氏名は、浅川暁世であります。

注) 日本貨物鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注) 当社は、社外取締役である岡本圀衛氏及び宮川暁世氏並びに監査役である佐藤隆二氏、黒田泰則氏、河内祐典氏及び矢ヶ崎紀子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

注) 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約

では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等が填補されることとなります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	8名	134百万円
監査役	4名	58百万円
計	12名	192百万円

注) 上記報酬等の額には、社外役員5名の報酬の総額56百万円を含んでおります。

注) 上記のほか、当連結会計年度において役員退職慰労引当金として14百万円を繰り入れております。

注) 平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額200百万円以内、監査役の報酬総額は年額70百万円以内です。

なお、取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

注) 当社は、取締役の個人別の報酬について、上記注記記載の創立総会で定めた年間報酬総額の範囲内で配分することとしており、職責に応じた報酬額とすることを前提に、その決定権限を取締役会から代表取締役社長由木文彦に委任しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

I 取締役 岡本 圀衛

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間中に開催された14回全てに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保するという、当社が社外取締役として期待する役割を果たすため、必要な発言を行っております。

II 取締役 宮川 暁世

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間中に開催された14回全てに出席し、金融機関において培った経理、金融等に関する経験・識見を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保するという、当社が社外取締役として期待する役割を果たすため、必要な発言を行っております。

Ⅲ 監査役 黒田 泰則

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間に開催された14回全てに出席し、監査役会へは同15回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

Ⅳ 監査役 河内 祐典

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間に開催された14回全てに出席し、監査役会へは同15回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

Ⅴ 監査役 矢ヶ崎 紀子

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された14回の中13回に出席し、監査役会へは同15回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	72百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98百万円

注) 表下段の額には、表上段の額を含んでおります。

注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

当社は、社長を委員長とする「内部統制委員会」において内部統制システムの基本方針に係る運用状況の確認及び基本方針の内容変更の要否について審議し、その結果について取締役会に報告するなど、実効性のある内部統制システムの構築・運用に取り組んでおります。当連結会計年度においては、令和6年3月に内部統制委員会を開催し、委員会の審議結果として、適切に運用されていること及び基本方針は現行どおりとすることを同月の取締役会に報告しています。

当社の業務の適正を確保するための体制及び当連結会計年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

【1】業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項

を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担の下、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営するなど、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環

境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的実施する。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

- ⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- 1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を定期的に報告することとする。

- 2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

前項の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、請求に応じる。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との関係に努めることとする。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画し、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める善管注意義務及び忠実義務に則って適切に職務を行っている。当連結会計年度においては、取締役会規程等を改正し、取締役会における監督機能の強化のため報告事項の拡充を行った。

また、取締役は、「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」を率先して実践している。

さらに、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織するなどし、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理している。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「防災業務計画」や大規模災害発生時における事業継続計画等に基づき、事故・災害等の発生について迅速かつ適切な対応ができる体制を整えている。経年劣化による構造物の老朽化等に対応するため、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で作成した「東・中・西日本高速道路の更新計画」に基づき、大規模更新工事・大規模修繕工事等の更新事業を適切かつ確実に進めている。当連結会計年度においては、点検技術の高度化により、新たな劣化要因・メカニズムによる著しい変状が発生していることが確認されたため、その対策として「新たな更新計画」を定めた。

また、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業執行上の各種のリスクについてそれぞれの担当部署において対策を講じるとともに、リスク管理推進委員会でその内容の検証を行うことに加え、最重要リスクのマネジメントについて審議を行い、その結果を取締役に報告している。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当連結会計年度において取締役会を14回（定時12回、臨時2回）開催したほか、経営会議を22回、役員連絡会を10回開催し、経営の監督のほか、適正かつ効率的な職務執行に寄与する意思決定、情報共有等を行っている。

また、業務執行機能を補完する委員会等について、取締役会への報告対象となるものを整理した。

加えて、「組織規程」、「職務権限・責任規程」を定め、適正かつ効率的な職務執行体制を構築している。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

事業年度ごとに定めるコンプライアンス推進活動計画を推進することにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整えており、推進活動状況はコンプライアンス委員会においてモニタリングし、取締役会に報告している。

また、業務監査室による継続的な内部監査を実施している。

さらに、労働安全衛生推進委員会において各種取組の状況を共有等している。

加えて、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織するなどし、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

役員連絡会においてすべての子会社の取締役から職務執行状況を報告させているほか、「グループ経営規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項につき当社にて承諾等を行う体制を構築している。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスクマネジメント規程」において、子会社がリスクマネジメントに関する社内規則を制定し、当社が定める方針に基づきリスクマネジメントを実施する旨を定めている。

各子会社は、当社の規程を踏まえ、各社のリスクマネジメントに関する社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応できる体制を整えている。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの事業戦略の推進のためグループ戦略会議を開催し、事業戦略及び課題について共有している。

また、各子会社は、取締役会のほかに、必要に応じて経営に関する重要事項を審議する会議体を設置・運営しているなど、子会社の態様に適応した効率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社のコンプライアンス推進責任者を集めた会議を年2回開催し、コンプライア

ンス推進に関する意見交換や情報を共有するほか、当社及び子会社の取締役及び使用人全員に対してコンプライアンス情報を定期的に発信すること等により「NE XCO東日本グループ倫理行動規範」の遵守を徹底するとともに、必要の都度、子会社における内部統制体制について指導・支援を行う等、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備している。

また、当社業務監査室にて子会社の内部監査を定期的実施している。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設置するとともに、同室に専属の使用人を配置している。

⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の専属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任としている。

また、監査役室の専属の使用人の人事異動については、予め監査役に協議し、承諾を得た上で行っている。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を確認した場合は速やかに報告しているほか、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を、監査役との意見交換等を通じて定期的に報告している。

2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社において法令違反その他のコンプライアンスに関する事象が発生した場合にあっては、その都度子会社の取締役若しくは使用人又は当社の取締役若しくは使用人から必要な情報提供を行っている。また、当社監査役による子会社ヒアリングにおいて子会社の取締役及び監査役との意見交換等を通じて、必要な情報共有を行っている。

⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則において、通報者に対する不利な取扱いを明確に禁止している。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの職務の執行に関する所要の費用等の請求に対し、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、支払いを行っている。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務監査室及び会計監査人は、それぞれの立場で実施した監査結果について監査役と意見交換等を行って連携を図っており、監査役監査の有効性の向上に努めている。

連 結 貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	63,541	
高速道路事業営業未収入金	121,259	
未収入金	13,959	
有価証券	114,997	
仕掛道路資産	1,110,385	
その他の棚卸資産	6,122	
受託業務前払金	17,347	
その他	133,183	
貸倒引当金	△ 6	
流動資産合計	1,580,790	1,580,790
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	88,029	
減価償却累計額	△ 39,592	48,436
構築物	72,244	
減価償却累計額	△ 25,603	46,640
機械及び装置	179,379	
減価償却累計額	△ 113,351	66,028
車両運搬具	71,445	
減価償却累計額	△ 56,512	14,932
工具、器具及び備品	28,654	
減価償却累計額	△ 18,738	9,916
土地		82,780
リース資産	10,628	
減価償却累計額	△ 6,194	4,433
建設仮勘定		6,038
有形固定資産合計	279,207	279,207
2 無形固定資産		
無形固定資産		39,481
無形固定資産合計		39,481
3 投資その他の資産		
投資有価証券		38,869
長期前払費用		2,080
繰延税金資産		13,602
その他		6,302
貸倒引当金		△ 48
投資その他の資産合計	60,806	60,806
固定資産合計		379,494
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		1,883
繰延資産合計		1,883
資 産 合 計	1,962,169	1,962,169

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	221,732	
1年内返済予定の長期借入金	1,293	
リース債務	1,683	
未払金	45,021	
未払法人税等	2,818	
預り金	2,974	
前受金	126	
賞与引当金	7,572	
その他	44,862	
流動負債合計	328,085	328,085
II 固定負債		
道路建設関係社債	1,035,000	
道路建設関係長期借入金	210,992	
長期借入金	50,000	
リース債務	3,322	
その他引当金	117	
退職給付に係る負債	64,636	
のれん	1,161	
その他	12,102	
固定負債合計	1,377,333	1,377,333
負債合計		1,705,419
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	147,573	
株主資本合計	258,867	258,867
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	363	
繰延ヘッジ損益	0	
為替換算調整勘定	△0	
退職給付に係る調整累計額	△ 2,481	
その他の包括利益累計額合計	△ 2,117	△ 2,117
純 資 産 合 計		256,749
負債・純資産合計		1,962,169

連 結 損 益 計 算 書
令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,111,528
II. 営業費用		
道路資産賃借料	570,877	
高速道路等事業管理費及び売上原価	481,110	
販売費及び一般管理費	53,960	1,105,948
営業利益		5,580
III. 営業外収益		
受取利息	203	
土地物件貸付料	627	
持分法による投資利益	1,485	
その他	1,392	3,708
IV. 営業外費用		
支払利息	25	
その他	205	230
経常利益		9,058
V. 特別利益		
固定資産売却益	175	
その他	12	187
VI. 特別損失		
固定資産除却損	341	
その他	48	389
税金等調整前当期純利益		8,855
法人税、住民税及び事業税	2,125	
法人税等調整額	△ 2,011	113
当期純利益		8,742
親会社株主に帰属する当期純利益		8,742

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
令和5年4月1日残高	52,500	58,793	138,831	250,124	230	-	△ 45	△ 10,174	△ 9,989	240,135	
連結会計年度中の変動額											
親会社株主に帰属する当期純利益			8,742	8,742						8,742	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					133	0	45	7,693	7,871	7,871	
連結会計年度中の変動額合計	-	-	8,742	8,742	133	0	45	7,693	7,871	16,614	
令和6年3月31日残高	52,500	58,793	147,573	258,867	363	0	△ 0	△ 2,481	△ 2,117	256,749	

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 24 社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ・パトロール東北、
(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、
(株)ネクスコ東日本トラスティ、(株)関東エリアクリーン、
ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイル、(株)ネクスコ東日本エリアサポート、
(株)ネクスコ東日本ロジテム、(株)ネクセリア・シティフード、
(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ、
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED

二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 7 社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)、(株)NEXCO システムソリューションズ、(株)高速道路総合技術研究所、
高速道路トールテクノロジー(株)、(株)NEXCO 保険サービス、東北高速道路ターミナル(株)、
日本高速道路インターナショナル(株)

三 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物 7～50年

構築物 10～60年

機械及び装置 5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

ヘッジ方針

一部の連結子会社は内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしている。

ヘッジ有効性評価の方法

振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略している。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計算している。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりである。

高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っている。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識している。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものととして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識している。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識している。

受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っている。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定している。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識している。

道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っている。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 1,035,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 680,000 百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	220,000 百万円
中日本高速道路(株)	一百万円
西日本高速道路(株)	一百万円
合 計	220,000 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金（財政融資資金借入金を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	910,000 百万円
--------------------	-------------

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 140,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 100,000 百万円それぞれ減少している。

三 その他の棚卸資産の内訳

商品	437 百万円
未成工事支出金	2,587 百万円
原材料及び貯蔵品	3,097 百万円
合 計	6,122 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

4. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下「高速道路資産」という。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達している。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその使途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその使途とする長期の資金調達を行っている。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめている。

変動金利による調達については金利変動リスクがあるが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行うことがある。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っている。

② デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

二 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	90	90	0
② その他有価証券	193	193	—
資産計	283	284	0
(1) 道路建設関係社債	1,035,000	1,003,320	△31,679
(2) 道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	212,286	212,059	△226
(3) 長期借入金	50,000	49,253	△746
負債計	1,297,286	1,264,633	△32,653

(注) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	38,585

三 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	90	—	—	90
社債	—	—	—	—
外国債券	—	103	—	103
資産計	90	103	—	193

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	90	—	—	90
資産計	90	—	—	90
道路建設関係社債	—	1,003,320	—	1,003,320
道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	212,059	—	212,059
長期借入金	—	49,253	—	49,253
負債計	—	1,264,633	—	1,264,633

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、社債及び外国債券は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で社債及び外国債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引き計算する方法によっている。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

5. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設（土地を含む）等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	3,784	3,784
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	90,323	84,097

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

6. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	2,445.23 円
一株当たり当期純利益金額	83.26 円

7. 収益認識に関する注記

一 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	816,464	—	—	816,464	—	816,464
道路資産完成高	226,544	—	—	226,544	—	226,544
その他	2,033	30,713	33,249	65,996	2,524	68,520
顧客との契約から生じる収益	1,045,041	30,713	33,142	1,108,897	1,264	1,110,162
その他の収益(*)	—	—	107	107	1,259	1,366
外部顧客への営業収益	1,045,041	30,713	33,249	1,109,004	2,524	1,111,528

(*)「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでいる。

二 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 三 会計処理基準に関する事項

(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載している。

三 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (令和5年4月1日)	当連結会計年度期末 (令和6年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	117,068	126,390
契約資産	22,095	32,546
契約負債	40,223	37,519

契約資産は、受託事業における工事契約について、当社が請求を行っていない工事の進捗に係る対価である。

契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金である。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はない。

なお、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はない。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

令和6年3月31日現在、受託事業における工事契約に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は444,452百万円である。当社は、当該残存履行義務について、工事の完成または工事の進捗により履行義務を充足するにつれ、収益を認識することを見込んでいます。

貸 借 対 照 表
令和6年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		60,410
高速道路事業営業未収入金		121,263
未収入金		13,952
未収収益		9
リース投資資産		240
短期貸付金		9,674
有価証券		114,997
仕掛道路資産		1,115,589
原材料		361
貯蔵品		775
受託業務前払金		17,347
前払金		5,816
前払費用		908
その他の流動資産		123,739
貸倒引当金		△ 6
流動資産合計		1,585,079
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,553	
減価償却累計額	△ 1,379	1,173
構築物	60,614	
減価償却累計額	△ 18,377	42,237
機械及び装置	173,775	
減価償却累計額	△ 109,142	64,632
車両運搬具	63,144	
減価償却累計額	△ 50,620	12,524
工具、器具及び備品	14,717	
減価償却累計額	△ 8,652	6,065
土地		0
リース資産	103	
減価償却累計額	△ 58	45
建設仮勘定		4,478
無形固定資産		17,525
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	48,358	
減価償却累計額	△ 24,509	23,848
構築物	10,391	
減価償却累計額	△ 6,383	4,008
機械及び装置	5,475	
減価償却累計額	△ 4,131	1,343
工具、器具及び備品	748	
減価償却累計額	△ 568	179
土地		72,610
建設仮勘定		1,042
無形固定資産		103,033
		34
		103,068

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	13,938		
減価償却累計額	<u>△ 4,853</u>	9,084	
構築物	962		
減価償却累計額	<u>△ 474</u>	487	
機械及び装置	306		
減価償却累計額	<u>△ 157</u>	148	
車両運搬具	147		
減価償却累計額	<u>△ 124</u>	23	
工具、器具及び備品	3,233		
減価償却累計額	<u>△ 2,252</u>	980	
土地		7,550	
リース資産	977		
減価償却累計額	<u>△ 569</u>	408	
建設仮勘定		40	18,724
無形固定資産			<u>20,340</u>
D その他の固定資産			39,065
有形固定資産			
土地		<u>2</u>	<u>2</u>
E 投資その他の資産			
関係会社株式			15,917
投資有価証券			443
長期貸付金			1,117
長期前払費用			1,986
繰延税金資産			7,298
その他の投資等			2,473
貸倒引当金			<u>△ 48</u>
固定資産合計			<u>29,187</u>
III 繰延資産			320,006
道路建設関係社債発行費			1,883
繰延資産合計			<u>1,883</u>
資 産 合 計			<u><u>1,906,970</u></u>

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	257,504	
1年以内返済予定長期借入金	1,293	
リース債務	282	
未払金	29,257	
未払費用	1,473	
未払法人税等	1,353	
預り連絡料金	1,076	
預り金	22,674	
受託業務契約負債	28,129	
前受金	123	
前受収益	1	
賞与引当金	3,040	
その他の流動負債	11,669	
流動負債合計	11,669	357,879
II 固定負債		
道路建設関係社債	1,035,000	
道路建設関係長期借入金	210,992	
その他の長期借入金	50,000	
リース債務	233	
受入保証金	7,432	
退職給付引当金	47,440	
役員退職慰労引当金	32	
資産除去債務	122	
その他の固定負債	19	
固定負債合計	19	1,351,273
負債合計		1,709,153
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計	6,293	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全対策・サービス高度化積立金	17,705	
別途積立金	41,354	
繰越利益剰余金	27,392	
利益剰余金合計	86,452	86,452
株主資本合計		197,746
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70	
評価・換算差額等合計	70	70
純 資 産 合 計		197,817
負債・純資産合計		1,906,970

損 益 計 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	816,505	
道路資産完成高	226,544	
受託業務収入	6	
その他の売上高	1,645	1,044,701
2. 営業費用		
道路資産賃借料	570,877	
道路資産完成原価	226,544	
管理費用	251,781	
受託業務費用	6	1,049,209
高速道路事業営業損失		△ 4,507
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	30,713	
休憩所等事業収入	10,033	
その他の事業収入	1,100	41,847
2. 営業費用		
受託業務費用	30,686	
休憩所等事業費	8,944	
その他の事業費用	1,135	40,766
関連事業営業利益		1,081
全事業営業損失		△ 3,426
III. 営業外収益		
受取利息	31	
有価証券利息	186	
受取配当金	3,376	
土地物件貸付料	349	
雑収入	729	4,673
IV. 営業外費用		
支払利息	0	
雑損失	132	133
経常利益		1,113
V. 特別利益		
固定資産売却益	58	58
VI. 特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	222	
その他特別損失	28	253
税引前当期純利益		918
法人税、住民税及び事業税	△ 999	
法人税等調整額	△ 489	△ 1,489
当期純利益		<u>2,407</u>

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金				利益剰余金 合計				
					跨道橋 耐震対策 積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
令和5年4月1日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	7,139	20,893	31,543	24,468	84,044	195,338	59	59	195,398
事業年度中の変動額													
跨道橋耐震対策積立金の取崩					△ 4,044			4,044	-	-			
安全対策・サービス高度化積立金の取崩						△ 3,188		3,188	-	-			
別途積立金の積立					△ 3,094		9,810	△ 6,716	-	-			
当期純利益								2,407	2,407	2,407			2,407
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											11	11	11
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 7,139	△ 3,188	9,810	2,924	2,407	2,407	11	11	2,419
令和6年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	-	17,705	41,354	27,392	86,452	197,746	70	70	197,817

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。
- ② 原材料・貯蔵品
最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。
主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

四 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりである。

高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っている。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識している。なお、ETC マイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものととして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務を充足するものとして収益を認識している。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識している。

受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っている。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定している。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識している。

道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っている。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識している。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 1,035,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 680,000 百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

（独）日本高速道路保有・債務返済機構	220,000 百万円
中日本高速道路㈱	一百万円
西日本高速道路㈱	一百万円
合 計	220,000 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金（財政融資資金借入金を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

（独）日本高速道路保有・債務返済機構	910,000 百万円
--------------------	-------------

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 140,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 100,000 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	12,412 百万円
長期金銭債権	1,103 百万円
短期金銭債務	73,533 百万円
長期金銭債務	863 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	10,109 百万円
営業費用	238,012 百万円
営業取引以外の取引による取引高	5,391 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	105,000,000 株
------	---------------

5. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
賞与引当金	926 百万円
退職給付引当金	14,452 百万円
ETC マイレージサービス契約負債	2,740 百万円
その他	8,517 百万円
繰延税金資産小計	26,636 百万円
評価性引当額	△19,160 百万円
繰延税金資産合計	7,476 百万円
繰延税金負債	
その他	△177 百万円
繰延税金負債合計	△177 百万円
繰延税金資産の純額	7,298 百万円

二 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

6. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1年内	541,488百万円
1年超	20,397,620百万円
合計	20,939,108百万円

(注)1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされている。

(注)2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	財政融資 資金借入	財政融資 資金借入	—	その他の 長期借入金	50,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)借入利率は財政融資資金貸付金利が適用されている。なお、担保は提供していない。

二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ネクスコ・メンテナンス東北	所有 直接 100%	維持修繕業務の委託等	配当金の受入(注)	476	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)子会社の株主総会の決議等をもって剰余金の配当が行われたものである。

三 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	570,877	高速道路事業営業未払金	157,424
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	226,544	高速道路事業営業未収入金	40,954
				債務の引渡及び債務保証(注1)	240,000	—	—
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	220,000	—	—
				債務保証(注3)	670,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1). 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務(財政融資資金借入金債務を除く)について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。

(注2). 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。

(注3). 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額(財政融資資金借入金債務を除く)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。

(注4). 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,883.97円
一株当たり当期純利益金額	22.93円

9. 収益認識に関する注記

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、「連結計算書類 連結注記表 7.収益認識に関する注記」に記載した内容と同一である。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年5月29日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 友康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 宜幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成するこ

とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年5月29日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 友康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 宜幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、「令和5年度監査役会監査方針及び監査計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査役会監査方針及び監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項は認められません。

令和6年6月5日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社内監査役）	佐藤 隆 二 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	黒田 泰 則 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	河内 祐 典 ㊟
監 査 役（社外監査役）	矢ヶ崎 紀子 ㊟